

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 県民運動基本方針

令和2年（2020年）2月13日
第10回常任委員会決定

1 目的

第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の県民運動は、多くの県民が様々な形で意欲的に大会に参加、協力することにより「県民みんなでスポーツの感動・楽しさを共感できる大会」の実現を目指して展開する。

佐賀大会から「国民体育大会」の名称が「国民スポーツ大会」に変わることを契機として、新しいスポーツシーンを佐賀の地から生み出せるよう、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、すべての人がスポーツを「する」、「観る」、「支える」などの様々なスタイルで楽しみながら参加できる大会を創り上げ、大会後には誰もが日常的にスポーツを楽しむ共感しあえるような新しいスポーツ文化の定着を図る。

2 基本目標

（1）スポーツをしよう

いつでも、どこでも、誰とでも、気軽にスポーツを楽しもう

（2）スポーツを観よう

卓越したプレーやひたむきな姿に感動し、その興奮をみんなで共感しよう

（3）スポーツを支えよう

選手やスポーツ活動に関心を持って、大会を盛り上げよう

3 県民運動の進め方

（1）県民運動は、県民一人ひとりの自発的、積極的な活動を基本として推進する。

（2）NPO法人、学校、企業、地域団体、ボランティア団体等の各種団体は、県や県準備（実行）委員会、市町、市町準備（実行）委員会が実施する活動に自発的、積極的に参加するとともに、当該委員会等と協力してこの運動の普及・啓発を行い、それぞれの特性を生かした実践活動に取り組む。

（3）県準備（実行）委員会は、この運動の推進組織として全県的な方針、計画を定め、様々な普及・啓発活動を行うとともに、市町や各種団体等と連携を図り、県民運動や市町民運動を支援する。

（4）市町準備（実行）委員会は、市町民運動の推進計画を定め、地域の特性に応じた様々な普及・啓発活動を行うとともに、地域住民や各種団体等と協力し、市町民運動を推進する。